

令和4年2月

胎内市農業委員会

総会議事録

令和4年2月25日

決			裁	
会長	局長	係長	係	担当

胎内市 農業委員会 総会議事録

1 開催日時 令和4年2月25日(金)午後1時30分から午後2時4分

2 開催場所 胎内市役所 全員協議会室

3 出席委員

農業委員(14人)

会 長 :	1 番 :	松村 孝市	会長代理 :	2 番 :	榎本 太
委 員 :	3 番 :	本間 浩	委 員 :	4 番 :	南波 雅子
委 員 :	5 番 :	澁谷 和幸	委 員 :	6 番 :	柳澤 兵庫
委 員 :	7 番 :	田村 信秀	委 員 :	8 番 :	西奈美 公平
委 員 :	9 番 :	藤村 信広	委 員 :	10番 :	忠 貞夫
委 員 :	11番 :	川上 勝之	委 員 :	12番 :	今井 輝子
委 員 :	13番 :	馬場 勝	委 員 :	14番 :	安城 守英

農地利用最適化推進委員(8人)

委 員 :	中条 :	15番 :	佐藤 隆	委 員 :	中条 :	16番 :	高橋 一栄
委 員 :	乙 :	17番 :	小泉 正	委 員 :	乙 :	18番 :	石栗 博美
委 員 :	築地 :	19番 :	小熊 威	委 員 :	築地 :	20番 :	浮須 宗之
委 員 :	黒川 :	21番 :	今井 明	委 員 :	黒川 :	22番 :	片野 賀津雄

4 欠席委員(0人)

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 諸般の報告

第3 議 事

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について

第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請について

第3号議案 胎内市農用地利用集積計画について

第4号議案 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改正について

第4 報告第1号 農地法第4条第1項第9号(農地法施行規則第29条第1項第1号)の該当による届出について

6 農業委員会事務局職員

事務局長:榎本富夫、係長:高橋知也、主任:伊藤崇

7 会議の概要

議長	<p>ただ今から、令和4年2月の胎内市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>本日の出席委員は14名であり、胎内市農業委員会会議規則第7条の規定により、会議は成立いたしました。</p> <p>それでは、日程第1、議事録署名委員の指名でございますが、今回は、13番馬場勝委員、14番安城守英委員のお二人にお願いいたします。</p> <p>次に日程第2、諸般の報告をいたします。</p> <p>事務局報告願います。</p>
事務局	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>皆様のお手元にお配りしましたのは、1月の総会以降の行事等の内容であります。</p> <p>2月8日、市町村農業委員会役員等研修会がオンラインで開催され、会長及び会長代理が出席してございます。</p> <p>2月18日、2月の事前審査会を市役所2階会議室で開催し、2班の委員の皆様にご案内いただき、案件を審査していただきました。</p> <p>同日、地域別農業委員会会長・事務局長会議及び役員等候補者選出会議がオンラインで開催され、会長が出席してございます。また、下越地区農業委員会連絡協議会第62回定例総会が書面開催となりました。</p> <p>以上、簡単ではありますが、諸般の報告を終わります。</p>
議長	<p>以上で諸般の報告を終わります。</p> <p>次に日程第3、議事に入ります。</p> <p>始めに、第1号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第1号議案をご説明いたします。</p> <p>議案書1ページをお願いします。</p> <p>第1号議案は、譲渡人からの要望による贈与が1件、交換が2件、売買が1件の計4件であります。</p> <p>1番の案件は、譲渡人からの要望により、大出地内の田について贈与するもので、面積は136㎡であります。</p> <p>2番及び3番の案件は、それぞれ譲渡人からの要望により、中倉・築地地内の畑について交換するもので、2番の面積の合計は851㎡、3番の面積は1,257㎡を交換するものであります。</p> <p>4番の案件は、譲渡人からの要望により、築地地内の畑について売買するもので、面積は3,085㎡、売買価格は総額〇〇円、10a当たり〇〇円であります。</p> <p>第1号議案は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第1号議案の事前審査結果について、9番藤村信広事前審査委員長から報告をお願いします。</p>

9 番	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>去る2月18日、市役所2階農業委員会会議室におきまして、2班の委員5名及び事務局2名で、事前審査会を開催いたしました。</p> <p>第1号議案は、譲渡人からの要望による贈与が1件、交換が2件、売買が1件の計4件であります。</p> <p>詳細につきましては、事務局説明のとおりであり、事前審査会では許可相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をよろしく申し上げます。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第1号議案について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありました。この件について、ご質問等ありましたらお受けいたします。</p> <p style="text-align: center;">(質疑・なしの声)</p>
議長	<p>質問等がないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>第1号議案について、事前審査委員長報告のとおり許可することに、賛成の委員は挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(農業委員・挙手)</p>
議長	<p>賛成多数と認めます。</p> <p>よって、第1号議案は、許可することに決定いたしました。</p> <p>次に、第2号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第2号議案をご説明いたします。</p> <p>議案書2ページをお願いします。</p> <p>第2号議案は、事業計画変更が3件、住宅建築のための転用が1件、砂利採取のための一時転用が1件の、計5件であります。</p> <p>1番の案件は、都市計画用途地域である大川町地内の田において、アパート建築及び駐車場を建築するための転用で、当初令和4年3月までに完了する計画でありましたが、コロナ禍の人材不足等により計画どおり完了することが不可能となったため、事業計画変更を行うものです。今回の変更により、完了予定を令和5年3月末までとするものであります。</p> <p>2番の案件は、都市計画用途地域である西本町地内の田において、駐車場を整備するための転用で、当初令和3年6月までに完了する計画でありましたが、コロナ禍の人材不足等により計画どおり完了することが不可能となったため、事業計画変更を行うものです。今回の変更により、完了予定を令和4年7月末までとするものであります。</p> <p>3番の案件は、柴橋地内の田において、建築条件付宅地分譲地を整備するための転用</p>

で、当初令和3年10月までに完了する計画でありましたが、コロナ禍の人材不足等により計画どおり完了することが不可能となったため、事業計画変更を行うものです。今回の変更により、完了予定を令和4年3月末までとするものであります。

2番及び3番の案件は、完了予定日を過ぎてからの事業計画変更の申請となりますので、今後このようなことが無いよう理由書を提出してもらおうとともに、十分指導を行いました。

議案書3ページをお願いします。

4番の案件は、乙地内の休耕畑において住宅を建築するための転用で、面積は611㎡、建築面積は112.49㎡、譲渡人の孫にあたる譲受人に贈与するものであります。

5番の案件は、高野地内の田において砂利採取のための一時転用で、新たに砂利採取及び運搬路として使用するものであります。譲渡人は5名9筆、面積は18,218㎡、採取期間は令和4年3月25日から令和5年9月24日とするものであります。

この案件は、申請面積が3,000㎡を超えておりますので、県農業会議に諮問する案件となります。

第2号議案は、転用面積・目的・資金計画等、申請内容は転用許可要件を満たしております。

議案書4ページ及び5ページに案内図をお示ししてございますので、ご確認ください。

以上で説明を終わります。

議長 第2号議案の事前審査結果について、9番藤村信広事前審査委員長から報告をお願いします。

9番 それでは、ご報告いたします。

第2号議案は、事業計画変更が3件、住宅建築のための転用が1件、砂利採取のための一時転用が1件の、計5件であります。

詳細につきましては事務局説明のとおりであり、現地を確認しましたが事前着工もなく、事前審査会では承認相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をお願いします。

以上で報告を終わります。

議長 ただ今、第2号議案について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がございましたが、この件について、質問等ありましたらお受けいたします。

(質疑・なしの声)

議長 質問等がないようなので、これで質疑を終わります。

これより採決をいたします。

第2号議案の1番から4番については県農業会議に諮問せずに許可し、5番は県農業会議に諮問し、答申が許可相当の場合は許可をすることに賛成の委員は挙手願います。

(農業委員・挙手)

議長

賛成多数と認めます。

よって、第2号議案の1番から4番については県農業会議に諮問せずに許可し、5番は県農業会議に諮問し、答申が許可相当の場合は許可することに決定いたしました。

次に、第3号議案「胎内市農用地利用集積計画について」を議題といたします。

第3号議案の利用権設定は、本総会出席委員に関係する案件がありますので、分けて審議いたします。

事務局説明願います。

事務局

第3号議案の利用権設定を、ご説明いたします。

議案書6ページをお願いします。

第3号議案の利用権設定の1番から5番及び7番から37番は、労力不足により農地中間管理機構と賃借を新規に設定するものが4件、労力不足により賃借権を新規に設定するものが30件、賃借権を再設定するものが2件の、計36件であります。

1番から4番は、中間管理事業により4年間から11年間の賃借権を新規に設定するもので、10a当たりの賃貸料は、14,000円から21,000円であります。

5番は、労力不足により認定農業者に9年間の賃借権を新規に設定するもので、10a当たりの賃貸料は25,300円であります。

議案書7ページをお願いします。

7番から10番は、労力不足により認定農業者に3年間から5年間の賃借権を新規に設定するもので、10a当たりの賃貸料は10,100円から20,000円であります。

議案書8ページをお願いします。

11番から15番は、労力不足により認定農業者等に4年間から10年間の賃借権を新規に設定するもので、10a当たりの賃貸料は16,000円であります。

議案書9ページをお願いします。

16番から20番は、労力不足により認定農業者等に3年間から10年間の賃借権を新規に設定するもので、10a当たりの賃貸料は12,200円から16,000円、またはコシヒカリ120kgであります。

議案書10ページをお願いします。

21番から25番は、労力不足により認定農業者等に3年間から10年間の賃借権を新規に設定するもので、10a当たりの賃貸料は15,000円、またはコシヒカリ60kgから120kgであります。

議案書11ページをお願いします。

26番から30番は、労力不足により認定農業者等に3年間から10年間の賃借権を新規に設定するもので、10a当たりの賃貸料は5,300円から15,000円、またはコシヒカリ80kgであります。

議案書12ページをお願いします。

31番から34番は、労力不足により認定農業者等に5年間から10年間の賃借権を新規に設定するもので、10a当たりの賃貸料はコシヒカリ15kgから80kgであります。

35番は、労力不足により認定農業者に10年間の使用賃借権を新規に設定するものであります。

	<p>議案書 13 ページをお願いします。</p> <p>36 番から 37 番は、労力不足により農業者に 3 年間から 5 年間の賃借権を再設定するもので、10 a 当たりの賃貸料はコシヒカリ 83 kg から 89 kg であります。</p> <p>第 3 号議案の利用権設定は、農業経営基盤強化促進法に定める要件を満たしているとして、ご提案いたしました。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第 3 号議案の利用権設定の事前審査結果について、9 番藤村信広事前審査委員長から報告をお願いします。</p>
9 番	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>第 3 号議案の利用権設定の 1 番から 5 番及び 7 番から 37 番は、労力不足により農地中間管理機構と賃借を新規に設定するものが 4 件、労力不足により賃借権を新規に設定するものが 30 件、賃借権を再設定するものが 2 件の、計 36 件であります。</p> <p>詳細につきましては事務局説明のとおりであり、事前審査会では承認相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をお願いいたします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第 3 号議案の利用権設定について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありましたが、この件について、質問等ありましたらお受けいたします。</p> <p style="text-align: center;">(質疑・なしの声)</p>
議長	<p>質問等がないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>第 3 号議案の利用権設定の 1 番から 5 番及び 7 番から 37 番について、事前審査委員長報告のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">(農業委員：挙手)</p>
議長	<p>賛成多数と認めます。</p> <p>よって、第 3 号議案の利用権設定の 1 番から 5 番及び 7 番から 37 番は、承認することに決定いたしました。</p> <p>次に、第 3 号議案の利用権設定の 6 番について審議いたします。</p> <p>なお、〇〇番〇〇委員は、農業委員会法第 31 条の規定に基づく議事参与の制限により、本案件終了までの間、退室をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">(議事参与委員・退室)</p>
議長	<p>それでは、事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第 3 号議案の利用権設定の 6 番をご説明いたします。</p>

	<p>議案書 7 ページをお願いします。</p> <p>6 番は、労力不足により認定農業者に 4 年間の賃借権を新規に設定するもので、10 a 当たりの賃貸料は 14,000 円であります。</p> <p>第 3 号議案の利用権設定の 6 番は、農業経営基盤強化促進法に定める要件を満たしているとして、ご提案いたしました。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第 3 号議案の利用権設定の 6 番の事前審査結果について、9 番藤村信広事前審査委員長から報告をお願いします。</p>
9 番	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>第 3 号議案の利用権設定の 6 番は、労力不足により賃借権を新規に設定するものであります。</p> <p>詳細につきましては事務局説明のとおりであり、事前審査会では承認相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をよろしくをお願いします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第 3 号議案の利用権設定の 6 番について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありました。この件について、ご質問等ありましたらお受けいたします。</p> <p style="text-align: center;">(質疑・なしの声)</p>
議長	<p>質問等がないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>第 3 号議案の利用権設定の 6 番について、事前審査委員長報告のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">(農業委員：挙手)</p>
議長	<p>賛成多数と認めます。</p> <p>それでは、ここで〇〇委員に入室していただきます。</p> <p style="text-align: center;">(議事参与委員・入室)</p>
議長	<p>第 3 号議案の利用権設定の 6 番については、承認することに決定いたしました。</p> <p>次に、第 4 号議案「農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改正について」を議題といたします。</p> <p>事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第 4 号議案について、ご説明いたします。</p> <p>議案書 13 ページをお願いします。</p>

第4号議案は、農業委員会等に関する法律の第7条において、農業委員会は「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」を定めるように努めなければならない、とされており、また、今後皆さまの報酬に加算される「農地利用最適化交付金」を国から受けるための要件の一つとなっております。

この指針は平成31年1月に定めたものですが、4項に3年ごとに検証・見直しを行うこととなっておりますので、今回、見直しを行うものであります。

農業委員会等に関する法律の第7条の2項において、農業委員会は指針を変更しようとするときは、農地最適化推進委員の意見を聴かなければならない、とされております。これに基づきまして、2月4日付で事前に推進委員の皆さまに改正案について書面で意見聴取を行わせていただきました。特に意見がありませんでしたので、指針の改正案を総会にお諮りするものであります。

議案書14ページをお願いします。

今回の変更点は3つございます。1項と4項の平成35年を令和5年に改め、2項(2)の担い手への農地利用集積目標を3,711ha、耕地面積を4,123haに改めるものです。集積目標については、胎内市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の目標面積に基づくもので、県の基本構想の目標としている集積率90%と同じ率となっております。

この指針につきましては、総会で承認いただいた後、農業委員会等に関する法律の第7条の3項に基づき、公表することとなっております。

以上で説明を終わります。

議長

ただ今、第4号議案について、事務局から説明がありましたが、この件について、ご質問等ありましたらお受けいたします。

(質疑・なしの声)

議長

質問等がないようなので、これで質疑を終わります。

これより採決をいたします。

第4号議案について、承認することに賛成の委員は挙手願います。

(農業委員：挙手)

議長

賛成多数と認めます。

よって、第4号議案は承認することに決定いたしました。

次に、日程第4の報告第1号「農地法第4条第1第9号の該当による届出について」を報告いたします。

事務局説明願います。

事務局

報告第1号をご説明申し上げます。

議案書15ページをお願いします。

報告の説明の前に、農地法第4条第1項第9号の該当による届出について説明させていただきます。

農地法第4条では、自己が所有する農地を農地以外に利用するときは、転用の許可が必要とされておりますが、利用する目的が農業用施設に供する場合で、その必要とされる建築物等の面積が200㎡未満のときは、転用の許可が不要とされており、その場合に届出をいただいているものであります。

それでは、報告させていただきます。

1番の案件は、乙地内の畑において、令和2年に建築された農機具庫22.71㎡の届出が未済であったことが確認されたため、この度、届出をいただいたものであります。

下段に案内図をお示ししてございますので、ご確認ください。

以上で報告を終わります。

議長

以上で日程第4の報告を終わります。

これで、本日の全ての日程を終了いたしました。

これを持ちまして、令和4年2月の胎内市農業委員会総会を閉会いたします。

上記の経過を掲載し、相違ないことを証するため署名します。

令和4年2月25日

議 長

13 番

14 番
